

第2期浦添市成年後見制度利用促進基本計画

令和6年4月

浦添市

目 次

第1章 浦添市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨	・ ・ ・ ・ ・ P 2
2. 基本計画の位置づけ	・ ・ ・ ・ ・ P 4
第2章 現状と課題	
1. 人口等の推移	・ ・ ・ ・ ・ P 6
2. 成年後見制度に関する状況	・ ・ ・ ・ ・ P10
3. 浦添市の成年後見制度利用促進に関する課題	・ ・ ・ ・ ・ P18
第3章 計画の基本理念・施策	
1. 基本理念	・ ・ ・ ・ ・ P19
2. 基本視点	・ ・ ・ ・ ・ P19
3. 施策	・ ・ ・ ・ ・ P19
第4章 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関	
1. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関が担う役割と機能	・ ・ ・ ・ P23
2. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備	・ ・ ・ P24
第5章 計画の評価	
1. 評価体制	・ ・ ・ ・ ・ P30
2. 評価方法	・ ・ ・ ・ ・ P30
3. 計画の広報・普及啓発	・ ・ ・ ・ ・ P31
資料編	・ ・ ・ ・ ・ P32

第1章 浦添市成年後見制度利用促進基本計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者（後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です（表1参照）。

国は、成年後見制度の利用促進のため、平成28年5月成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）を施行し、成年後見制度の利用促進について基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに利用の少ない保佐及び補助の利用促進、必要な医療・介護を円滑に受けられるための支援の在り方の検討、成年後見制度の利用を必要とする者に十分に利用されるための周知及び地域の需要に的確に対応すること等の基本方針を定め、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを規定しています。

平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「国の基本計画」という。）（表2参照）が閣議決定され、これにより、利用者がメリットを実感できる制度運用へ改善を進めるとともに、市町村は地域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。また、令和4年3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下、「国の二期計画」という。）では、権利擁護支援について、意思決定支援と権利侵害からの回復支援を主要な手段として地域で自立した生活を実現するための支援活動であると定義し、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけています。住み慣れた地域でその人の望むその人らしい生活を支えていくことができるよう、関連する施策を総合的・計画的に展開するため、「第2期浦添市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定します。

< 表1 成年後見制度の概要 >

区分		対象となる方	援助者	
法定後見制度	後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	後見人	監督人を選任することがあります。
	保佐	判断能力が著しく不十分な方	保佐人	
	補助	判断能力が不十分な方	補助人	
任意後見制度		本人の判断能力が不十分になった時に、本人があらかじめ締結した任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から、その契約の効力が生じます。		
※「成年後見制度」は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。 法定後見制度は、判断能力の程度など本人の事情に応じて3類型に分かれています。 援助者には、必要に応じて複数の人や法人を選任することもあります。				

（法務省ホームページより参照作成）

＜ 表2 国の成年後見制度利用促進基本計画のポイント・概要 ＞

計画のポイント（目標）	
<p>○促進法に基づき成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。</p> <p>○利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善を進める。</p> <p>○全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域で権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを図る。</p> <p>○後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに利用しやすさとの調和を図る。</p> <p>○成年後見人等の権利制限に係る措置（欠格事項）を見直す。</p>	
基本的な考え方	
<p>○ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）。</p> <p>○自己決定権の尊重（意思決定支援の重視と自発的意思の尊重）。</p> <p>○財産管理のみならず、身上保護も重視。</p>	
総合的かつ計画的に講ずべき施策	
利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 —成年後見制度開始時・開始後における身上保護の充実—	<p>○特性に応じた意思決定支援を行うための検討や成果の共有。</p> <p>○本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行える後見人等を選任する仕組みの検討及び柔軟な交代ができる環境の整備。</p> <p>○後見、保佐、補助の判断が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。</p>
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	<p>○以下の3つの役割を果たす連携ネットワークの整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援。 ・早期の段階からの相談・対応体制の整備。 ・意思決定・身上保護を重視した後見活動を支援する体制構築。
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	<p>○後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を検討する。</p> <p>○専門職団体の対応状況を踏まえ、効果的な方策を検討する。</p>
成年後見制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項	<p>○任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。</p> <p>○費用助成について、各市町村で対応を検討する。</p> <p>○市町村は、国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。</p>
国、地方公共団体、関係団体等の役割	<p>○市町村：中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備。</p> <p>○都道府県：広域の見地からの市町村の支援等。</p> <p>○国：財源確保、国の予算事業の活用を促す、先進事例の紹介。</p>
医療・介護等に係る意思決定が困難なものへの支援等の検討	<p>○医療・介護等の現場で対応する際に参考となる考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくようできる限り速やかに検討する。</p>
成年被後見人等の権利制限措置の見直し	<p>○成年被後見人等の権利に制限が設けられている制度（欠格条項）について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。</p>
死後事務の範囲等	<p>○平成28年10月の改正法の施行状況を踏まえ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。</p>

（資料：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画のポイント」）

2. 基本計画の位置づけ

(1) 基本計画の根拠

基本計画は、促進法第14条に基づく市町村が定める基本的な計画です。促進法では、市町村は国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

また、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを進めていくとともに、共生の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取り組みを進めるため、令和元年6月に認知症施策推進関係閣僚会議により「認知症施策推進大綱」（以下「認知症大綱」という。）が取りまとめられました。

認知症大綱における認知症バリアフリーの推進については、成年後見制度の利用促進が位置づけられ、国の基本計画に基づく市町村の中核機関の整備や市町村計画の策定を推進することが位置づけられています。

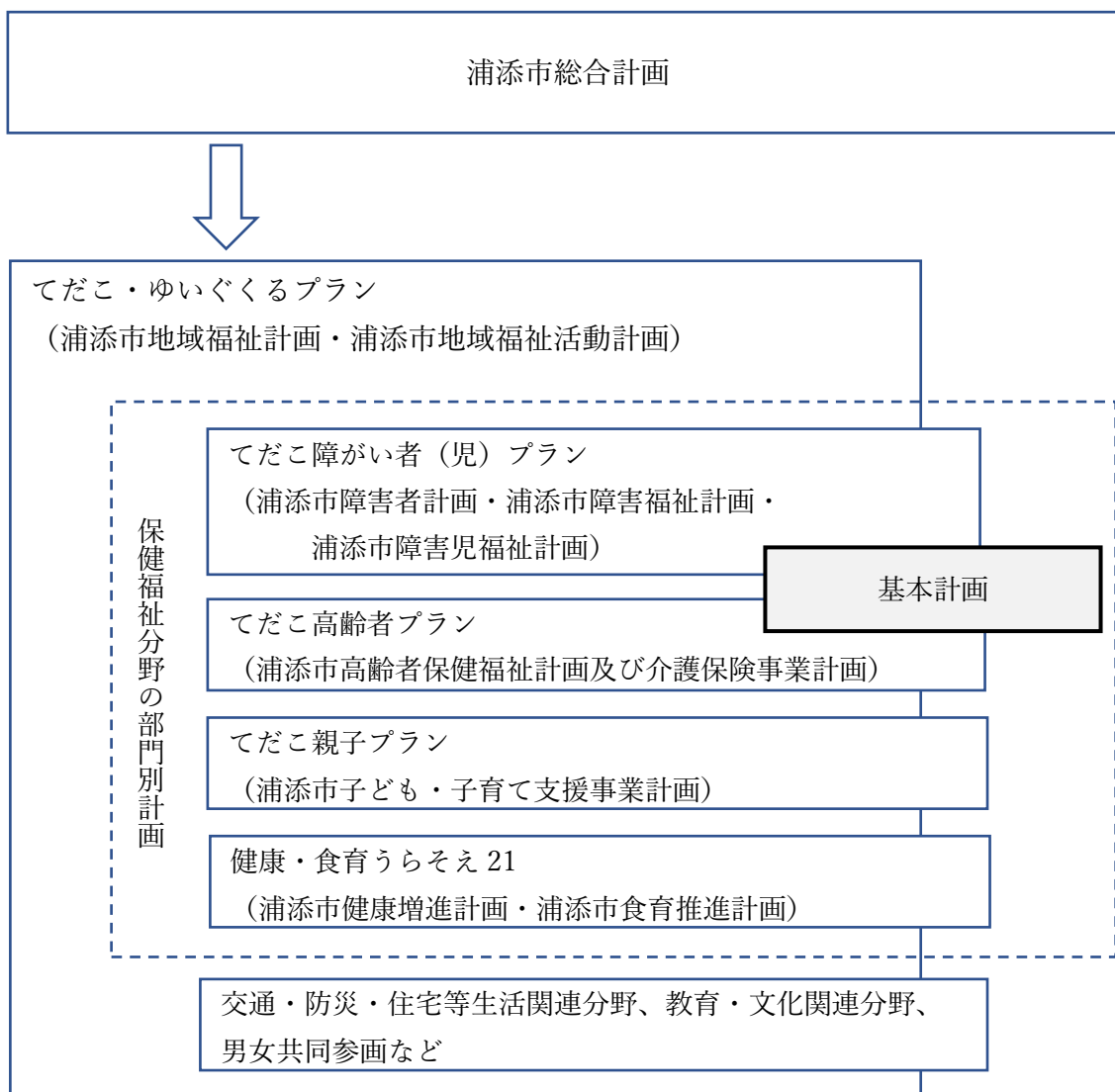
(2) 他計画との関係

基本計画は、浦添市の最上位計画である「第六次浦添市総合計画」と調和し、体系上の関連計画である「てだこ・ゆいぐるプラン（第六次浦添市地域福祉計画・第七次浦添市地域福祉活動計画）」と連動して取り組み、障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法に基づく「第5次てだこ障がい者（児）プラン（第5次浦添市障害者計画・第7期浦添市障害福祉計画・第3期浦添市障害児福祉計画）」、老人福祉法・介護保険法に基づく「第7次てだこ高齢者プラン（浦添市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画）」との整合性を図るものとします（図1参照）。

(3) 計画期間

基本計画の期間は、てだこ障がい者（児）プラン及びてだこ高齢者プランの計画期間を考慮し、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）末までの5年間とします（図2参照）。

< 図1 基本計画と他計画との関係のイメージ① >



< 図2 基本計画と他計画との関係のイメージ② >

2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
てだこ・ゆいぐるプラン					次期
第5次てだこ障がい者(児)プラン			次期		
第七次てだこ高齢者プラン			次期		
第2期基本計画					次期

第2章 現状と課題

1. 人口等の推移

(1) 総人口・高齢人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口及び高齢者人口ともに増加しています。我が国の人口構成は急速に少子高齢化が進んでおり、総人口に占める65歳以上の割合（65歳以上人口比率）をみると沖縄県においても平成30年度には21%を超え、いわゆる「超高齢社会」の状況となっており、さらに令和7年度にはおよそ県民の4人に1人が65歳以上になると見込まれています（令和2年「老人の日・老人週間」沖縄県キャンペーン要綱より）。

本市においては、令和5年3月末現在の総人口は、115,091人、65歳以上の人口は24,204人で21.0%であり、県下では比較的若い都市となっています。しかし、65歳以上人口比率は毎年増加しており、第7次てだこ高齢者プランでは令和8年度に22%を超える推計をしています。本市においても人口の高齢化は確実に進んでいます（表3参照）。

＜ 表3 浦添市の人口及び65歳以上人口比率の推移 ＞

	年度	総人口 (A)	65歳以上人口 (B)	65歳以上人口 比率 (B/A)
実績値	令和3年度	115,821人	23,522人	20.3%
	令和4年度	115,628人	23,929人	20.7%
	令和5年度	115,091人	24,204人	21.0%
推計値	令和6年度	115,747人	24,859人	21.5%
	令和7年度	115,748人	25,268人	21.8%
	令和8年度	115,763人	25,751人	22.2%

（各年度3月末現在）（資料：第7次てだこ高齢者プラン）

(2) 認知症高齢者数の推移

我が国の認知症の人の数は、令和7年には約700万人と推計され、65歳以上人口の約5人に1人が認知症になると予想されています。認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることを含め、多くの人に身近なものとなっています。

本市においては、介護保険の要介護（要支援）認定者のうち、日常生活を送るうえで支援が必要であるとされている認知症自立度Ⅱa以上の割合が70%を超えています。また、沖縄県では令和5年3月末現在、要介護（要支援）認定者のうち認知症自立度Ⅱa以上の割合は65.5%となっております（表4参照）。

< 表4 要介護（要支援）認定者のうち「認知症高齢者の日常生活自立度」の推移 >

		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
日常生活を送るうえで支援が必要な人 (認知症自立度Ⅱa以上)	浦添市	2,302	78.3%	2,470	77.0%	2,498	73.6%	2,583	72.1%	2,659	71.1%
	沖縄県	41,141	70.7%	41,797	70.4%	40,816	69.0%	41,018	67.6%	40,705	65.5%

(各年度3月末現在) (資料:いきいき高齢支援課介護認定係より提供)

(資料:沖縄県要介護(要支援)認定を受けている人の「認知症高齢者の日常生活自立度」調査)

< 表5 認知症高齢者の日常生活自立度 >

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	—
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	—
IIa	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷う、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
IIb	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	—
IIIa	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたら物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
IIIb	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIIIaに同じ
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ。常に介護を必要とする。	ランクIIIに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想。興奮、自傷・他害等の精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

(厚生労働省ホームページより参照作成)

(3) 障がい者数の推移

成年後見制度の利用が必要となる可能性がある療育手帳の所持者数及び精神障害者保健手帳の所持者数の推移と、障がいの程度及び判定の基準を以下の表に示しております。

浦添市の療育手帳の所持者数は、令和5年3月末現在1,351人で同時期の浦添市の人口115,628人の約1.2%となっており、平成30年度からの推移をみると年々増加傾向にあります(表6参照)。また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和5年3月末現在1,976人で同時期の浦添市の人口の約1.7%となっており、療育手帳の所持者と同様に増加の傾向です(表7参照)。

障がい福祉においても、国の示す基本的な考え方の一つであるノーマライゼーションの考えのもと、障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる体制の構築が求められます。

< 表6 知的障がい者数の推移(療育手帳の所持者数の推移) >

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
A1 最重度	119 (17)	104.4%	125 (18)	105.0%	137 (24)	109.6%	156 (27)	113.9%	174 (31)	111.5%
A2 重度	259 (52)	107.9%	268 (50)	103.5%	284 (54)	106.0%	290 (57)	102.1%	303 (58)	104.5%
B1 中度	297 (72)	102.4%	324 (78)	109.1%	325 (75)	100.3%	326 (67)	100.3%	341 (69)	104.6%
B2 軽度	456 (200)	106.3%	471 (201)	103.3%	490 (192)	104.0%	515 (196)	105.1%	533 (196)	103.5%
合計	1,131 (341)	105.4%	1,188 (347)	105.0%	1,236 (345)	104.0%	1,287 (347)	104.1%	1,351 (354)	105.0%

※ () 18歳未満の人数の再計上 (各年度3月末現在) (資料: 障がい福祉課障がい福祉係より提供)

< 表7 精神障がい者数の推移(精神障害者保健福祉手帳の所持者の推移) >

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
1級	417	101.2%	424	101.7%	436	102.8%	436	100.0%	469	107.6%
2級	955	107.9%	994	104.1%	1,019	102.5%	1,058	103.8%	1,126	106.4%
3級	248	102.1%	278	112.1%	311	111.9%	335	107.7%	381	113.7%
合計	1,620	105.2%	1,696	104.7%	1,766	104.1%	1,892	107.1%	1,976	104.4%

(各年度3月末現在) (資料: 障がい福祉課障がい福祉係より提供)

< 表8 障がいの程度及び判定基準 >

療育手帳
重度（A）とそれ以外（B）に区分される。 ○重度（A）の基準 ① 知能指数が概ね 35 以下であって、次のいずれかに該当する者。 ・ 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介護を必要とする。 ・ 異食、興奮などの問題行動を有する。 ② 知能指数が概ね 50 以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者。 ○それ以外（B）の基準 重度（A）の者以外。
精神障害者保健福祉手帳
精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、次の3等級とする。 ○1級：日常生活を不能ならしめる程度のもの。 （例：統合失調症によるものにあつては、高度の人格変化、思考障害、その他妄想・幻覚等の異常体験があるもの。） ○2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。 ○3級：日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活に制限を加えることを必要とする程度のもの。

（厚生労働省「療育手帳の概要」及び「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」より参照作成）

2. 成年後見制度に関する状況

(1) 全国の成年後見制度利用者の状況

最高裁判所事務総局家庭局が発行する成年後見関係事件の概況（令和4年12月）によると、令和4年1月から12月における成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の申立て数は、合計で39,719人、前年比99.8%となっていますが、令和2年度から令和3年度にかけては6.9%の増加となっており、特に後見の件数が増加しております（表9参照）。また、申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く31.6%、次いで身上保護が24.2%となっています（表10参照）。

< 表9 全国の申立て件数の推移 >

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
後見	27,989	26,476	26,367	28,052	27,988
保佐	6,297	6,745	7,530	8,178	8,200
補助	1,499	1,990	2,600	2,795	2,652
任意後見 監督人選任	764	748	738	784	879
総数	36,549	35,959	37,235	39,809	39,719

（資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」）

< 表10 全国の主な申立ての動機別件数・割合 >

申立ての動機	件数	割合
預貯金等の管理・解約	32,279	31.6%
身上保護	27,762	24.2%
介護保険契約	16,015	14.0%
不動産の処分	13,626	11.9%
相続手続き	9,699	8.5%
保険金受取	6,271	5.5%
訴訟手続き等	2,191	1.9%
その他	2,837	2.5%

※令和4年1月～12月までに終局した件数を対象にしている。
 ※1事例につき主な申立ての動機が複数ある場合あり。

（資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」）

(2) 沖縄県及び浦添市の成年後見制度利用者の状況

令和5年10月1日時点における那覇家庭裁判所の報告によると、沖縄県内の成年後見制度利用者数は3,290人、本市219人（人口比率0.19%）となっています。人口規模の近いうるま市の355人（人口比率0.28%）と比較すると、136人の差があります（表11参照）。

本市における申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く45.9%、次いで身上保護が29.5%となっており、全国の統計と同様の傾向が確認できます（表12参照）。

< 表11 市町村別成年後見制度利用者数 >

市町村名	総人口 (R5.10.1)	類型別（内訳）				合計
		後見	保佐	補助	任意後見	
浦添市	115,744	187	24	8	0	219
那覇市	318,339	595	68	22	3	688
沖縄市	143,119	312	63	18	0	393
うるま市	125,701	297	44	11	3	355
宜野湾市	100,317	108	26	4	0	138
県合計	1,485,670	2,795	374	111	10	3,290

注：概数であり、司法統計に基づくものではない。合計数と内訳数が一致しない場合あり。

（那覇家庭裁判所「市町村別制度利用者数（那覇家裁県内）R5.10.1現在」より参照作成）

< 表12 沖縄県及び浦添市の申立ての動機別件数 >

	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市
預貯金等の管理・解約		9	163	10	314	28
サービス利用契約（入所等）	44	1	35	1	49	5
身上保護	32	6	47	3	120	18
相続手続	59	1	94	8	93	4
不動産処分	181	2	45	3	56	3
訴訟手続等	14	1	15	0	12	0
保険金受取		1	10	0	8	2
その他	18	0	7	0	18	1

（資料：浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査）

(3) 浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査

1) 調査の趣旨

国の基本計画において、市町村は市町村計画の策定及び中核機関の設置等により各地域における成年後見制度利用促進に向けた体制の構築が必要とされていることを受け、浦添市における体制構築を進めるにあたり、成年後見制度の周知度の把握、市内の成年後見制度の利用状況及び利用が必要と思われる対象者の把握、支援連携が必要となる関係機関の把握を目的にアンケート方式による浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査（以下、「実態調査」という。）を行いました。

2) 実施方法

① 実施方式

郵送によるアンケート方式（返信封筒（後納郵便）による回収）

② 実施期間

令和3年4月1日(木)～令和3年4月20日(火)

③ 実施対象数：249

(ア) 浦添市地域包括支援センター（5 中学校区圏域）

(イ) 市内指定居宅介護支援事業所（27 カ所）

(ウ) 市内指定介護サービス事業所（入所系・小規模多機能型・認知症対応型）
（19 カ所）

(エ) 市内指定一般・特定相談支援事業所（12 カ所）

(オ) 市内指定障害福祉事業所（入所系・生活介護・就労継続支援 B 型）（36 カ所）

(カ) 浦添市社会福祉協議会（日常生活自立支援事業を除く）

(キ) 市内医療機関（精神科）（1 カ所）

(ク) 浦添市民生委員・児童委員（100 人）

(ケ) 市内自治会（41 自治会）

(コ) 那覇家庭裁判所

(サ) 日常生活自立支援事業（浦添市社会福祉協議会）

(シ) 沖縄弁護士会

(ス) 成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部

(セ) 沖縄税理士会

(ソ) 沖縄県社会福祉士会ばあとなあ沖縄

(タ) 沖縄県精神保健福祉士協会

3) 実態調査の結果

① 回答状況

実態調査では、実施対象数 249 件のうち 187 件から回答を得ました。回答率は 75.1% となっています。実態調査の詳細については資料編に記載しています。

② 那覇家庭裁判所への実態調査

那覇家庭裁判所への実態調査では、申立て件数やその内訳を沖縄県（那覇家庭裁判所管内）と浦添市で比較することによる市の実態把握を目的としています。

申立て件数のうち認容された件数において、後見人の決定に対する保佐及び補助の決定の割合が 1 割前後であり、沖縄県・浦添市とも同様の傾向がありました（表 13 参照）。

また、申立て時の被後見人等の年齢内訳では、認知機能の低下により段階的に支援が必要となることが予想される 65 歳以上の割合が、64 歳以下に比較して沖縄県では 3 倍近く、浦添市でも大きな差があることや（表 14 参照）、申立ての動機別内訳では、保佐や補助が対応可能な預貯金等の管理・解約、身上監護の割合が多くなっていることから（表 12 参照）、早期に保佐・補助の申立てが必要とされる潜在的な課題があることが予想されます。

< 表 13 沖縄県及び浦添市の申立て件数（認容件数）の推移 >

	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市
後見	324	18	337	11	290	17	329	25
保佐	41	2	29	1	38	2	37	1
補助	5	1	7	0	9	0	6	2
任意後見 監督人選任	4	1	1	0	0	0	1	0
総数	374	22	374	12	337	19	373	28

（資料：浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査）

< 表 14 申立て時の被後見人等の年齢内訳 >

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市
65 歳以上	155	11	192	17	274	22
64 歳以下	78	1	75	2	99	6

（資料：浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査）

（※表の数字の計上は概算数のため各項目一致しない場合あり）

③ 専門職団体への実態調査

専門職団体への実態調査では、被後見人等の障がい等の割合が認知症、精神障がい者の順に多いことが把握できます（表 15 参照）。関連して、専門職が感じる課題には、本人の訴えに振り回されることが多くなるために本人の生活や意思決定をチームで支えるための仕組みづくりの必要性が挙げられており、認知症や精神障がいへの対応に困難を抱えている状況が実態調査から確認できます。

被後見人等の居所の割合について、施設が 53.0%、病院が 28.1%であることから入所や入院に伴い成年後見制度の利用申請がなされていることが予想されます（表 16 参照）。施設、医療機関等の関係者と後見人等が連携した支援体制の構築が必要です。

< 表 15 被後見人等の障がい等の割合（有効回答より算出／有効数＝447） >

認知症	精神障がい	知的障がい	高次脳機能障害	その他
38.9%	23.7%	21.1%	1.1%	15.2%

（資料：浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査）

< 表 16 被後見人等の居所の割合（有効回答より算出／有効数＝445） >

在宅	施設	病院	その他
17.5%	53.0%	28.1%	1.4%

（資料：浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査）

④ 地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）、指定一般・特定相談支援事業所（障害福祉計画相談）への実態調査

相談支援業務を行う関係機関への実態調査では、成年後見制度の利用が必要と思われる人の把握のための項目として、判断能力が不十分である等の理由から「何らかの支援を要する者の人数（実数）」を調査したところ、682 人との回答が得られました（表 17 参照）。その内後見人等がついているのは 3.7%という状況です（表 18 参照）。また、64.4%が認知症との結果が出ています（表 19 参照）。居所の割合については、専門職団体への実態調査の集計とは対照的に、在宅の割合が 55.0%と最も高い状況です（表 20 参照）。

在宅においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができ、利用後も安心して自分らしい暮らしができるように、関係機関、地域が更に連携を深めるとともに、どこで・誰が・どのような支援を必要としているのかを発掘していく必要があります。

< 表 17 何らかの支援を要する者の実人数（令和元年度対応件数） >

法律行為	本人の判断能力が不十分であったため、過去に消費者被害にあったことがある又は現に被害にあっている可能性がある。	12
	本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など日常的な金銭管理を超える行為を行うことが難しい。	118
	本人の判断能力が不十分であり、診療契約やサービス利用契約を理解できない。	235
虐待被害	本人の判断能力が不十分であり、預金や年金を取り上げられるなど経済的虐待を受けている又はその疑いがある。	2
	本人の判断能力が不十分であり、前項4以外の虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を受けている又はその疑いがある。	19
	本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している。	14
財産管理	本人の判断能力が不十分であり、財産や日常生活に必要な金銭管理ができない。	223
	税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であり適切に対応できない。	12
	本人の判断能力が不十分であり、商品を次々に購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。	21
他	その他、困難な事情があるが、本人の判断能力が不十分であり適切に対応できていない。	26
合計		682人

< 表 18 表 17 の合計人数うち後見人等（後見人・保佐人・補助人）の有無 >

有（後見人等がついている）		無（後見人等がついていない）		不明（無回答）	
人数	割合	人数	割合	人数	割合
25	3.7%	396	58.0%	261	38.3%

< 表 19 表 17 の合計人数うち障がい等の割合 >

認知症		精神障がい		知的障がい		高次脳機能障害		その他		不明（無回答）	
人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
439	64.4%	26	3.8%	31	4.5%	21	3.1%	32	4.7%	133	19.5%

< 表 20 表 17 の合計人数うち居所の割合 >

在宅		施設		病院		その他		不明（無回答）	
人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
375	55.0%	203	29.8%	10	1.4%	0	0%	94	13.8%

（表 17～20 資料：浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査）

⑤ 介護サービス事業所、障害福祉事業所、社会福祉協議会、医療機関（精神科）への実態調査

サービスや医療を提供することで実際に対応を行う事業所等からは、事業所職員、利用者家族において成年後見制度の情報不足、理解不足があるという意見が多く挙がりました。また、サービス等の利用において手続き及び受任までの期間が長期に及ぶことでの利用者への不利益が生じるとの意見や、選任基準の明確化、後見人等個人によって支援の在り方に差異を感じる等、成年後見制度に対する意見が多く挙がっています。成年後見制度の周知・広報啓発の取り組みを進めていく必要があります。

⑥ 日常生活自立支援事業への実態調査

成年後見制度と関連性の深い日常生活自立支援事業では、令和元年度の契約件数 32 件のうち精神障がい割合が 40.6%と最も高い状況です（表 21・22 参照）。日常生活における自立度が高い場合には、金銭管理の支援計画を立てるも、携帯・スマホ決済やアプリの課金などが可能となるため現行の支援方法及びその他の支援方法を検討する必要性を感じるという意見が挙がりました。社会情勢に応じた支援方法の検討を進めていく必要があります。

< 表 21 日常生活自立支援事業契約者数の推移 >

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
契約者数 合計		62	65	69	41	32
内訳	新規	7	9	9	4	2
	継続	55	56	60	37	30

※H30 年度から日常生活自立支援事業の管轄圏域の変更あり（資料：浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査）

< 表 22 日常生活自立支援事業契約者の障がい等の割合（令和元年度／32 件） >

認知症	精神障がい	知的障がい	高次脳機能障害	その他
12.5%	40.6%	28.1%	0%	18.8%

（資料：浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査）

⑦ 成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業（助成金）の認知度について

実態調査における全対象者に、成年後見制度及び成年後見制度利用支援事業（助成金）の認知度について調査を行いました。成年後見制度を知っているかの問いについて、関係機関は90%以上が「内容を知っている」と回答した一方、民生委員や自治会からは60%近くが「内容を知らない」又は「知らない」と答えています（表23参照）。

また、成年後見制度利用支援事業（助成金）を知っているかの問いについては、関係機関においても「知らない」と回答した割合が多く（表24参照）、周知・広報啓発が求められます。

< 表23 成年後見制度の認知度 >

	内容を知っている	内容を知らない	知らない
地域包括支援センター	100%	0%	0%
指定居宅介護支援事業所	95.7%	4.3%	0%
指定一般・特定相談支援事業所	90.0%	10.0%	0%
介護サービス事業所	92.9%	7.1%	0%
障害福祉事業所	94.4%	5.6%	0%
社会福祉協議会	100%	0%	0%
市内医療機関（精神科）	100%	0%	0%
市民生委員・児童委員	42.5%	46.3%	11.2%
市内自治会	41.4%	51.7%	6.9%

（資料：浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査）

< 表24 成年後見制度利用支援事業（助成金）の認知度 >

	知っている	申請・相談をした ことがない	知らない
地域包括支援センター	100%	0%	0%
指定居宅介護支援事業所	26.1%	8.7%	65.2%
指定一般・特定相談支援事業所	20.0%	30.0%	50.0%
介護サービス事業所	7.1%	14.3%	78.6%
障害福祉事業所	16.7%	16.7%	66.6%
社会福祉協議会	100%	0%	0%
市内医療機関（精神科）	100%	0%	0%
市民生委員・児童委員	12.5%	12.5%	75.0%
市内自治会	6.9%	6.9%	86.2%

（資料：浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査）

3. 浦添市の成年後見制度利用促進に関する課題

(1) 成年後見制度の周知・理解の促進

全国的な状況として65歳以上人口比率が増加し、認知症の人が増加するなか、本市もその傾向の例外ではなく、65歳以上人口比率及び認知症高齢者数が増加しています。実態調査の結果から、市民に近い自治会・民生委員の約半数が成年後見制度について「内容を知らない」と回答しており、任意後見・保佐・補助の類型については相談支援業務を行う各事業所においても「内容を知らない」と回答した割合が一定数ある状況です。また、助成金については「知らない」と回答した割合が大きく、制度の周知や理解が不十分なために、制度が活用されていないことが考えられます。情報不足による不利益が生じないよう、成年後見制度及び助成金についての周知・広報啓発の取り組みを進めていくことが求められます。

(2) 成年後見制度利用に係る専門的支援の充実

成年後見制度の利用がさらに進んでいくことが予想されるなか、専門職団体からの実態調査の回答からは、認知症や精神障がいへの対応に困難を抱えている状況が確認できます。また、関係機関に対する実態調査では、判断能力が不十分である等の理由から何らかの支援を要する者が682人との回答が得られています。その中で後見人等がついているのは3.7%（25人）という状況です。また、何らかの支援を要する者682人のうち55.0%（375人）が在宅で生活をしています。

これらのことから、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができ、利用後も安心して自分らしい暮らしができるように、専門職団体、関係機関、地域が連携を深めるとともに、どこで・誰が・どのような支援を必要としているのかを発掘していくために、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と専門的支援の対応力の向上が求められます。

(3) 本人の意思決定・身上保護を重視した支援の仕組みづくり

財産管理や身上保護など、支援内容が多岐に渡る後見等業務及び権利擁護支援において、関係機関が連携して本人を尊重した意思決定支援・身上保護を行う必要があります。

実態調査からは、社会情勢の変化に伴い現行の支援方法では限界を感じるとの意見や、後見人等個人によって支援の在り方に差異を感じる等、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と専門的支援の対応力の向上の必要性に加え、状況に応じた新たなサービスや支援方法の検討が求められます。

本人の意思が尊重され、身上保護を重視した支援の充実のために、各種専門職や他事業等との連携により、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善が求められます。

第3章 計画の基本理念・施策

1. 基本理念

「権利擁護支援が必要な人に支援が行き届き、住み慣れた地域でともに支えあい、ともに喜び輝く、ただこの都市（まち）」

2. 基本視点

視点1：障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

視点2：実施体制の整備と関係機関等との顔の見える関係を構築した連携体制

3. 施策

(1) 基本目標

目標1：成年後見制度の理解の促進と普及

目標2：権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と実施体制の整備

目標3：利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用

(2) 施策

本市では、上記に示す基本理念、基本視点及び基本目標に基づき、成年後見制度の利用促進及び権利擁護支援の充実のため、以下の施策について、中核機関を中心とした関係機関等と連携して取り組めます。特に、目標2「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と実施体制の整備」における施策4「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」及び施策5「実施体制の整備」を重点施策とし、全体的な施策の推進を図ります。

基本理念

「権利擁護支援が必要な人に支援が行き届き、住み慣れた地域でともに支えあい、ともに喜び輝く、ただこの都市（まち）」

視点1：障がいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援

視点2：実施体制の整備と関係機関等との顔の見える関係を構築した連携

目標1：成年後見制度の理解の促進と普及

施策1：広報・啓発活動の強化

- ① 専門職及び地域の相談支援機関へ相談窓口（中核機関）の周知を行い、地域の相談支援機関を一次相談、中核機関を二次相談とする権利

擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた周知を図る。

- ② パンフレットの配布や成年後見制度・権利擁護支援に関する市民向け講演会、専門職向け研修会等の開催により、成年後見制度、関連事業及び権利擁護支援について理解を深めるとともに、相談窓口の周知を図る。

施策2：相談窓口の充実・連携

- ① 地域の相談支援機関（一次相談）と中核機関（二次相談）の連携により、市内において幅広く成年後見制度及び権利擁護支援の相談窓口の充実を図る。
- ② 地域の相談支援機関（一次相談）は、市民にとって身近な相談窓口として相談に応じ、多様な課題に対して連携して支援を行い、中核機関（二次相談）はその連携をサポートする。
- ③ 権利擁護業務を行う各担当（市（障がい福祉課、いきいき高齢支援課）、浦添市地域包括支援センター、障がい者（児）基幹相談支援センター、障害者相談支援事業受託事業所、浦添市社会福祉協議会（日常生活自立支援事業））が対応する相談について成年後見制度利用等の必要性を検討し、連携する。必要に応じて中核機関等につなげる体制を整備する。

施策3：地域の見守り

- ① 地域における見守り支え合い活動の支援（認知症サポーター養成講座や出前講座等の開催）の実施。
- ② 自治会、民生委員等への研修会等の開催。

目標2：権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築と実施体制の整備

施策4：権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

重点施策

- ① 各種会議（障がい者自立支援協議会、地域ケア会議、高齢者地域包括支援連絡協議会、在宅医療・介護連携事業等）でのネットワーク構築を図る。
- ② 中核機関が司令塔及び事務局の役割を果たし、協議会（専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体）を運営することで、専門職及び地域の相談支援機関が連携して権利擁護支援に取り組むためのネットワーク構築を図る。

	<p>施策 5：実施体制の整備</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">重点施策</p>
	<p>① 中核機関を設置・運営し、個別及び地域課題の検討・調整・解決に向けた協議を継続的に行うとともに、権利擁護支援における専門的判断を担保する。(中核機関の整備機能：広報、相談、★成年後見制度利用促進、後見人支援、不正防止効果)</p> <p>② 中核機関、協議会及び各種会議と連携して、市長申立て・成年後見制度利用支援事業の適切な利用を図る。</p>
	<p>目標 3：利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用</p>
	<p>施策 6：早期発見・早期支援</p>
	<p>① 連携支援が必要な人を早期に発見、支援するための地域のネットワークの活用。</p> <p>② 自治会、民生委員等への研修会等の開催。</p>
	<p>施策 7：市長申立て・成年後見制度利用支援事業の利用促進</p>
	<p>① 関係機関との連携を深め、市長申立て・成年後見制度利用支援事業の利用促進を図る。</p> <p>② 成年後見制度・権利擁護支援に関する市民向け講演会、専門職向け研修会等の開催。</p>
	<p>施策 8：後見人等人材の確保</p>
<p>① 市民後見人及び法人後見人の確保等、支援体制の充実を図る。</p>	

(★＝重点整備)

(4) 施策及び成年後見制度利用促進の体制整備スケジュール

前項に示す施策及び成年後見制度利用促進の体制整備について、以下の図3に示すスケジュールによる進行を予定します。

< 図3 施策及び成年後見制度利用促進の体制整備スケジュール >

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
成年後見制度の理解の促進と普及 (施策1・2・3)		→				
実 施 体 制 の 整 備	中核機関の設置及び運営 (施策1~8) <機能：広報、相談、★成年後見制度利用促進(申立て支援・受任調整・担手育成)、後見人支援機能・不正防止効果> (★=重点整備)	→				
	協議会を活用した地域連携ネットワークづくり (施策4・6・7) <「共通理解の促進」、「多様な主体の参画・活躍」、「機能強化のためのしくみづくり」の視点>	→				
後見人等人材確保の取組(施策8) <県による担い手育成方針との連動> (市民後見人及び法人後見人の確保等、支援体制の充実を図る。)		→				

1. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関が担う役割と機能

国は、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能として以下を示しており、本市ではこれらの機能の整備を計画的に進めます。

(本章で示す内容は、第3章で重点施策として示した施策4及び施策5に該当する。)

< 表25 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関が担う役割と機能 >

権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割	中核機関の4つの機能 +副次的効果	国基本計画(P3)における 7つの場面	
権利擁護支援の必要な人の発見・支援	広報機能	場面① 成年後見制度の広報・周知	利用者、関係者への制度紹介・情報提供・明確な相談窓口の提示
早期の段階からの相談・対応体制の整備	相談機能	場面② 相談・発見	早期の段階からの権利擁護支援の検討開始
		場面③ 情報集約	成年後見制度の利用に向けた利用者ニーズの見極め (対応方針決定)
意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	(★重点整備) 成年後見制度利用促進機能	場面④ 地域体制整備	本人・親族申立ての支援及び首長申立てを適切に行える体制整備 受任調整等の支援及び担い手の育成・活動の促進
		場面⑤ 後見等申立て	後見等開始に向けた調整・申立て実施及び日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行
	後見人支援機能	場面⑥ 後見等開始後の継続的支援	後見開始後の継続的な支援の実施
	不正防止効果	場面⑦ 後見人等の不正防止	不適切な事態が確認された場合等の後見人交代等を検討

(厚労省「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」より参照作成)

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備

1) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

権利擁護支援の地域連携ネットワークは、表 25 に示す権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割を念頭に、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

国の二期計画では、権利擁護支援について、「本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とするが、地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義することができる。」としています。また、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの方向性として、地域社会への参加の支援という観点も含める「包括的」、圏域や県単位の仕組みを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組みを進める必要があるとし、支援を必要としている人の世帯の中の様々な課題について同時に支援していく必要があるとしています。

本市では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実を目指し、協議会を中心に、各種会議等（障がい者自立支援協議会、地域ケア会議、高齢者地域包括支援連絡協議会、在宅医療・介護連携事業等）既存の支援の仕組みを活用し、保健・医療・福祉の連携に司法や地域を含めた連携の仕組みの強化を図ります。

2) チーム

地域社会での自立した生活を支援する上では、保健・医療・福祉・その他様々な領域の関わりが必要となります。特定の支援者がそのすべてを担うのではなく、多分野・多職種の専門職が継続的に支援に関わり、本人の目標に向けた調整や協働を図るチームアプローチの視点が必要不可欠です。

チームは、それぞれの関係機関がチームアプローチの視点を前提にして、権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前には本人に身近な親族や支援関係者、後見等開始後は後見人等を加え、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う支援方法の考え方です。

実態調査では、障害特性や認知症の症状への対応困難等、本人の訴えに支援者が振り回されることの多さや、意思確認に困難を来すことから、チームでの支援・判断を行うことの必要性が挙げられています。権利擁護支援が必要な人の相談対応及び支援については、既存の支援の枠組みを活用し、法的な権限を持つ後見人等と地域の関係者等が協力するチームでの支援を意識し、多職種間での連携強化を進めます。

3) 協議会

協議会は、後見等開始の前後を問わず、チームに対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、地域における連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体です。権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能・役割が適切に発揮・発展できるよう、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場となります。

(2) 中核機関の設置・運営

権利擁護支援や成年後見制度の利用促進をさらに推進するために、令和6年度中に中核機関の設置及び運営開始を目指します。中核機関は、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関であり、以下の3つの役割を果たします。

- ア：地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」
- イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」
- ウ：地域において「3つの検討・専門的判断（①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断 ②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断 ③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断）」を担保する「進行管理機能」

(3) 中核機関が担う機能

1) 整備する機能

本市では、前項の3つの役割を果たすための中核機関の4つの機能として、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能及び後見人支援機能整備を図ります。

2) 広報機能

実態調査の結果から、本市では成年後見制度の認知度が十分とはいえず、周知・広報活動が求められます。市民のみならず支援者を含む関係機関を対象にした研修等を通して、本人自身や民生委員等の地域住民、介護支援専門員や相談支援専門員等の本人に身近な支援者が、判断能力の低下に関するリスクや課題に気づき、早い段階から保佐・補助を含む成年後見制度の利用を検討することが可能となります。

また、中核機関を権利擁護支援及び成年後見制度の利用促進に関する相談窓口として明示することで、相談機会が増え、相談が行われやすい環境の整備を図ります。

3) 相談機能

支援が必要となる対象者は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分ではないため、適切な支援やサービスを選択、決定することができない場合があります。相談機能の整備により、対象者の発掘及び多機関による成年後見制度の利用ニーズの見極めを行います。地域の相談支援機関との連携及びアウトリーチによる権利擁

護支援ニーズの把握、専門職の配置による専門的視点からのアセスメントの実施等により、専門的な検討・判断が行われ、適切な権利擁護支援の方針を立てることが可能となります。

また、成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援が必要な人に支援が行き届き、制度利用後も安心して自分らしい暮らしができるために、市内において幅広く成年後見制度及び権利擁護支援の相談を受けられる体制を整備する必要があります。地域の相談支援機関は、市民にとって身近な一次相談として、生活の困りごとを把握し、本人が抱える多様な課題に対して連携して支援を行います。中核機関は、主に地域の相談支援機関（一次相談）からの相談に応じる二次相談として、専門的な助言等を行うとともに、権利擁護支援の方針等についての検討や専門的判断を行い、多分野・多職種が協働して支援を行うチームアプローチを展開するための権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けたコーディネートの役割を担います（図4参照）。

中核機関が方針検討を担保することで、地域の相談支援機関（一次相談）が成年後見制度利用に関する方針の判断を行うことができるようになります。それにより必要に応じて市長申立てを行うことや、成年後見制度の利用が必要と判断されなかった場合においても日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業等の利用について適切な時期に検討を行い、円滑な支援連携が可能となります。

4) 成年後見制度利用促進機能

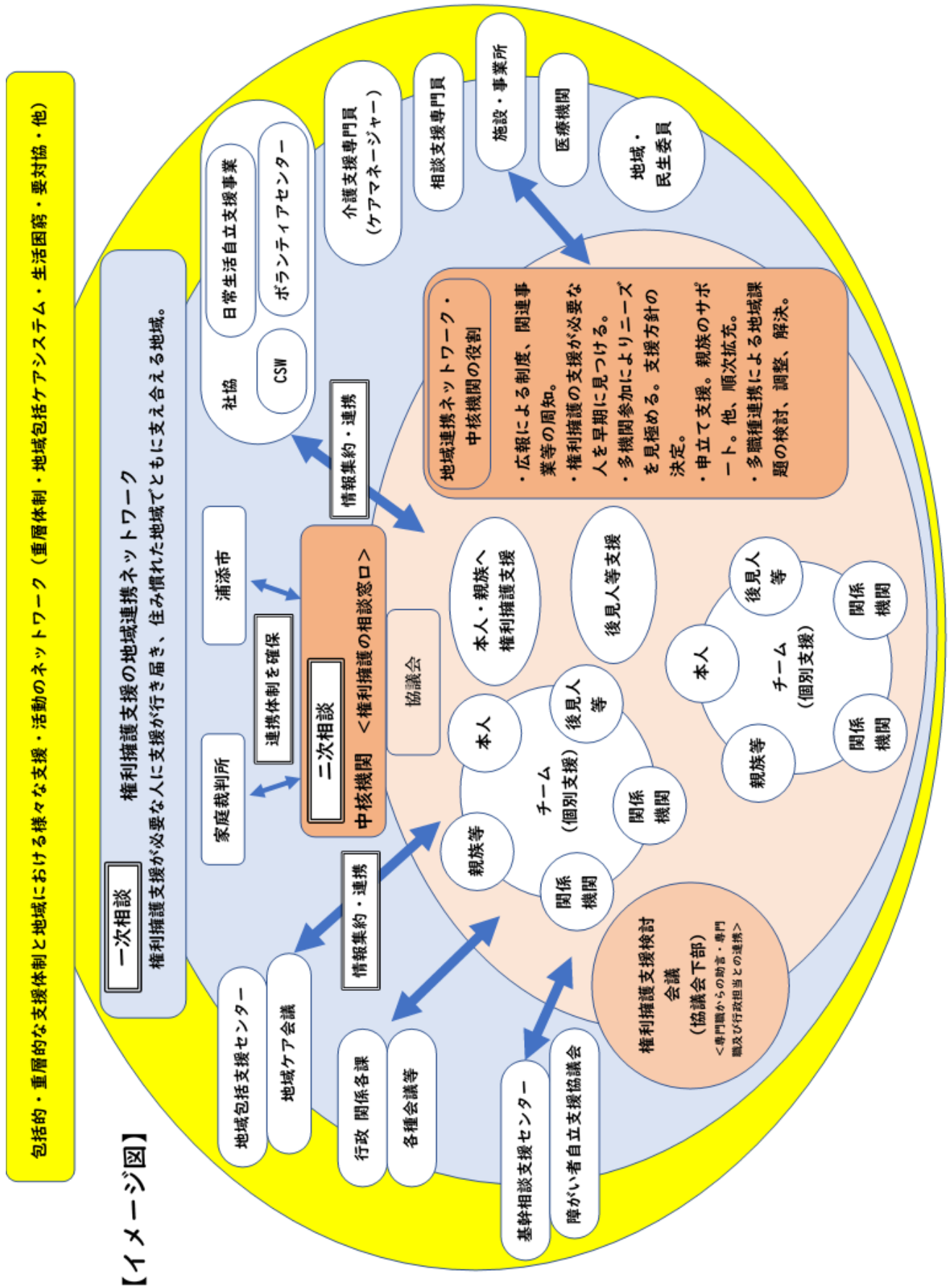
実態調査の結果から、申立てまでに本人及び家族等に対して成年後見制度の内容や支援の必要性の説明を要することや、申立てに向けて資料の作成並びに関係機関連携等の支援を要することから、申立人及び支援者の負担が大きく、成年後見制度の利用に結び付きづらい状況があることが浮かびあがりました。本人・親族申立ての支援を中核機関の役割の一つとして整備し、申立人や支援者の負担を軽減することで、成年後見制度の利用促進を図ります。また、専門職との連携により定例会を適宜開催するなどして、本人の状況や状態に合わせた成年後見人等候補者の検討等を行い、裁判所へ推薦する受任調整を行うことや、市民後見人等の担い手の育成及び活用に関する課題等について調査研究するとともに、研修体制や育成プログラムなどの整備を図ります。

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けて、本機能は中核機関が担う機能のなかでも特に重要性が高いものとして、重点的に整備を図ります。

5) 後見人支援機能

地域社会での自立した生活を支援する上では、様々な領域の関わりが必要となります。中核機関は、後見人等からの相談に応じるとともに、専門的知見が必要であると判断される場合において専門職団体の協力を得られるしくみづくりを行い、後見人等と本人に身近な多分野・多職種の専門職が継続的に支援に関わり、チームとなって本人を見守り、本人の状況を把握し適切に対応する体制を構築します。

＜ 図4 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図 ＞



(4) 機能を強化するための取組み

国の二期計画において、中核機関が担う4つの機能を強化するための取組みとして、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を3つの場面に応じた形で福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援機能」と家庭裁判所による「制度の運用・監督機能」に大別すると示されています。また、両機能を適切に果たすための3つの視点として、「共通理解の促進」、「多様な主体の参画・活躍」、「機能強化のためのしくみづくり」が示されています(表26参照)。本市では、この考え方に準じ権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に努めるとともに、その強化に向けて取り組めます。

< 表 26 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能 >

		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援機能」		
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 <広報機能> <相談機能> <利用促進機能>	<権利擁護の相談支援機能> 相談を受け、中核機関や専門職が役割分担や連携を行い、ニーズ確認と必要な支援へのつなぎを行う。 例) 相談対応、成年後見制度や支援の説明、成年後見制度の利用の必要性の判断、ニーズの精査、必要な見守り体制や支援へのつなぎ等。		
	成年後見制度の開始までの場面（申立て準備から後見人選任） <利用促進機能>	<権利擁護支援チームの形成支援機能> 成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者の調整をしながら、支援チーム体制をかたちづくる。 例) 必要な支援内容や方針の検討、適切な申立ての調整（市長申立てを含む）、後見人等候補者や専任形態の検討等。		
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人選任後） <後見人支援機能>	<権利擁護支援チームの自立支援機能> 支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう必要な支援を行う。 例) 方針の確認・共有、モニタリング時期やバックアップ機関の確認、後見人等の交代や類型変更の検討等。		
		ネットワークを強化するための3つの視点		
		「共通理解の促進」	「多様な主体の参画・活躍」	「機能強化のためのしくみづくり」
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 <広報機能> <相談機能> <利用促進機能>	・成年後見制度の必要性など権利擁護支援の理解の浸透 ・相談窓口の明確化と浸透	・地域での連携強化 ・中核機関と各相談支援機関との連携強化	・成年後見制度の利用の見極めを行うしくみ ・成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実、構築
	成年後見制度の開始までの場面（申立て準備から後見人選任） <利用促進機能>	・選任の考慮要素と受任イメージの共有	・地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成	・マッチング、推薦のしくみ ・市長申立て、助成の適切な実施
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人選任後） <後見人支援機能>	・意思決定支援や後見人等の役割の理解の浸透	・地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 ・当事者、専門職団体との連携強化	・後見人等では解決できない課題への支援策の構築 ・裁判所と中核機関の連絡体制構築

（厚生労働省ホームページより参照作成）

第5章 計画の評価

1. 評価体制

基本計画に関わる各課・担当者等で構成する協議会等を設け、計画の中間年及び必要に応じて、協議会等へ施策の実施状況や達成状況について報告するなど、点検・評価を実施し、着実な計画の推進を図ります。

2. 評価方法

表27の評価指標に基づき、基本計画の進捗状況や実施状況等を確認・評価し、必要に応じて基本計画の見直し等を行います。

＜ 表27 評価指標 ＞

施策番号	大項目	小項目
1	成年後見制度の理解の促進と普及	・成年後見制度に関する市民向け講演会、専門職向け研修会等の開催状況
2	相談窓口の充実・連携	・権利擁護支援に関する相談件数 ・関係機関からの相談件数及び連携件数
3	地域の見守り	・地域の見守り支え合い活動支援（認知症サポーター養成講座や出前講座等）の開催状況
4	権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 重点施策	・協議会及び権利擁護支援に関する各種会議の開催等、ネットワークの構築状況
5	実施体制の整備 重点施策	・中核機関の設置・運営 ・中核機関、協議会及び各種会議と連携した、市長申立て・成年後見制度利用支援事業の適切な運用。
6	早期発見・早期支援	・早期発見・早期支援に関する自治会、民生委員等への研修等の開催状況
7	市長申立て・成年後見制度利用支援事業の利用促進	・市長による審判の申立て件数 ・成年後見制度利用支援事業（報酬・申立て費用助成）実施件数
8	後見人等人材の確保	・市民後見人及び法人後見人の確保等に向けた取り組みの実施状況

3. 計画の広報・普及啓発

本計画は、計画書として公表するほか、市広報誌及びホームページ等を活用して基本計画の内容の周知を図ります。

資料編

1. 浦添市の人口等

(1) 浦添市の総人口及び高齢者人口の推移

	実績値						推計値					
	第8期			第9期			第9期以降					
	2021年 令和3	2022年 令和4	2023年 令和5	2024年 令和6	2025年 令和7	2026年 令和8	2030年 令和12	2035年 令和17	2040年 令和22	2045年 令和27	2050年 令和32	
総人口 (人)	115,821	115,628	115,091	115,747	115,748	115,763	115,524	114,577	113,098	110,870	107,781	
0～39歳 (人)	53,406	52,817	52,060	51,830	51,311	50,890	49,619	48,204	46,507	44,829	42,580	
(%)	46.1	45.7	45.2	44.8	44.3	44.0	43.0	42.1	41.1	40.4	39.5	
40～64歳 (人)	38,893	38,882	38,827	39,057	39,168	39,123	38,726	37,198	34,903	33,466	32,477	
(第2号被保険者) (%)	33.6	33.6	33.7	33.7	33.8	33.8	33.5	32.5	30.9	30.2	30.1	
65歳以上 (人)	23,522	23,929	24,204	24,859	25,268	25,751	27,178	29,174	31,689	32,576	32,724	
(第1号被保険者) (%)	20.3	20.7	21.0	21.5	21.8	22.2	23.5	25.5	28.0	29.4	30.4	
前期高齢者 (人)	12,848	12,849	12,703	12,695	12,564	12,518	12,433	13,491	15,130	14,987	13,555	
(65～74歳) (%)	11.1	11.1	11.0	11.0	10.9	10.8	10.8	11.8	13.4	13.5	12.6	
後期高齢者 (人)	10,674	11,080	11,501	12,164	12,705	13,233	14,745	15,684	16,558	17,588	19,169	
(75歳以上) (%)	9.2	9.6	10.0	10.5	11.0	11.4	12.8	13.7	14.6	15.9	17.8	

(各年10月1日現在、令和2年度のみ5月1日現在) (資料：第六次てだこ高齢者プラン)

(2) 要介護(要支援)認定者の「認知症高齢者の日常生活自立度」の推移

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
自立	270	9.2	299	9.3	355	10.5	385	10.8	409	10.9
I	368	12.5	438	13.7	542	16.0	613	17.1	673	18.0
II a	300	10.2	269	8.4	332	9.8	422	11.8	536	14.3
II b	1071	36.4	1198	37.4	1218	35.9	1236	34.5	1186	31.7
III a	561	19.1	616	19.2	592	17.4	605	16.9	587	15.7
III b	160	5.4	147	4.6	134	3.9	123	3.4	141	3.8
IV	207	7.0	231	7.2	217	6.4	194	5.4	201	5.4
M	3	0.1	9	0.3	5	0.1	3	0.1	8	0.2
合計	2940	—	3207	—	3395	—	3581	—	3741	—

(各年度3月末現在) (資料：いきいき高齢支援課介護認定係より提供)

(3) 浦添市の市長申立て件数の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申立て 件数	高齢者	9	10	8	12	2
	障がい者	4	0	2	0	0

2. 浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査

(1) 回答状況

	対象数	回答数 (回答率)
地域包括支援センター	5	5 (100%)
指定居宅介護支援事業所	27	23 (85%)
市内指定介護サービス事業所	19	14 (73.7%)
指定一般・特定相談支援事業所	12	10 (77%)
市内指定障害福祉事業所	36	18 (50.0%)
社会福祉協議会	1	1 (100%)
市内医療機関 (精神科)	1	1 (100%)
市民生委員・児童委員	100 (人)	80 (80.0%)
市内自治会	41	29 (70.7%)
那覇家庭裁判所	1	1 (100%)
権利擁護センターりんどう	1	1 (100%)
沖縄弁護士会	1	1 (100%)
成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部	1	0 (0.0%)
沖縄税理士会	1	1 (100%)
沖縄県社会福祉士会ばあとなあ 沖縄	1	1 (100%)
沖縄県精神保健福祉士協会	1	1 (100%)
合計	249	187 (75.1%)

(2) 調査集計結果

1) 申立て件数及び終局区分件数

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市
申立て	382	15	389	23	396	14	348	19	415	28
認容	371	14	374	22	373	12	337	19	373	28
却下	1	0	4	0	0	0	0	0	1	0
その他	8	1	11	1	9	2	7	0	9	0

2) 申立人の属性内訳

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市
本人	5	0	11	1	14	0
親族	294	14	265	17	269	14
後見人	5	0	5	0	4	0
市町村長	78	0	72	1	97	14

3) 成年後見人等就任者の内訳

		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市
親族	配偶者	23	3	19	0	15	2
	親	11	1	17	0	23	1
	子	74	4	86	10	75	2
	兄弟姉妹	44	0	48	1	29	3
	その他	27	1	22	0	22	1
第三者	弁護士	13	3	21	6	65	1
	司法書士	19	1	37	0	57	6
	社会福祉士	25	1	21	2	86	7
	その他	0	0	6	0	25	5

4) 申立て時の被後見人等の年齢内訳

	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市	沖縄県	浦添市
65 歳以上	155	11	192	17	274	22
64 歳以下	78	1	75	2	99	6
80 代以上	92	6	122	10	167	10
70 代	42	1	54	2	76	9
60 代	36	4	32	6	45	4
50 代	30	1	25	0	28	1
40 代	9	0	17	1	28	2
30 代	11	0	9	0	14	2
20 代以下	13	0	8	0	15	0

5) 連携する関係機関（複数回答）

支援機関が権利擁護支援を行う際に連携先とする機関名を複数回答した結果。

機関名	回答率
地域包括支援センター	11.0%
医療機関	10.2%
通所系事業所（介護・障害福祉）	9.3%
行政	8.9%
居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）	8.1%
入所系事業所（介護・障害福祉）	7.2%
後見人等（後見人・保佐人・補助人）	6.4%
権利擁護センターりんどう（日常生活自立支援事業）	5.9%
自治会	5.9%
民生委員・児童委員連絡協議会	5.9%
基幹相談支援センター	4.2%
地域保健福祉センター（コミュニティソーシャルワーカー）	4.2%
計画相談支援事業所	3.4%
不動産所有者（大家等）	2.5%
委託相談支援事業所	2.1%
不動産関係企業	2.1%
沖縄弁護士会	1.7%
成年後見・権利擁護センター「ばあとなあ沖縄」	0.4%
沖縄県精神保健福祉士協会	0.4%
その他（一般社団法人ウパンナ、一般社団法人沖縄高齢者支援協会）	1.3%

(3) 制度の利用、権利擁護支援において感じる課題等（自由記載）

<地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）、指定一般・特定相談支援事業所（障害福祉計画相談）>

【制度利用に関すること等】

- ・制度に対する印象（手続きが難しい、複雑。わからない。親族の意見調整が困難など）。必要な方は多いが身近な制度に感じられない。
- ・申し立て、後見人等受任までに時間がかかり、問題が進んでしまう。
- ・情報不足。支援者の対応経験が少なく不慣れ。制度の学習機会が少ない。
- ・必要情報、手続き手順等の確認のためのフローチャートがあると活用しやすい。

【費用負担、金銭管理等】

- ・申し立て時の費用負担や必要書類等、申立人の負担が大きく利用まで至らないケースがある。
- ・利用支援事業（助成金）の利用について、一度本人が支払う必要があるため負担できない人は使えない。
- ・認知症の方、知的障がい者、自閉症の方等、金銭管理状況の把握が難しい。老齢年金、障害年金が別世帯員の生活費に使われている。
- ・日常生活自立支援事業の利用者が常時いっぱい必要な対象者を紹介できない。

【支援体制等】

- ・支援者（専門職）として制度利用の必要性を感じるが、当事者に必要性を感じてもらえない。本人、親族等から同意を得られない場合がある。
- ・知的障がい者、認知症高齢者、高齢親族等への説明方法が難しい。申し立てまでに支援を要する。
- ・家族、親族で解決、対応することが通常化されていると感じる。
- ・自治体によっては申し立て支援に後ろ向きな印象を受ける。利用促進の意識が感じられない。
- ・ケアマネが申し立て等に関する支援を行うことがあるが、報酬がつかず負担が大きい。
- ・関係機関や必要情報が多岐にわたる。ワンストップで相談できる窓口や相談員の必要性を感じる。
- ・大きな財産がある方の支援の進め方に戸惑う。相談先の確保が必要。

<介護サービス事業所、障害福祉事業所、社会福祉協議会、医療機関（精神科）>

【制度利用に関すること】

- ・制度の周知度不足、情報不足。
- ・入所手続き等に影響がでるため、制度利用に関する手続き、受任までの期間を短縮してほしい。
- ・成年後見人等選任基準の明確化。
- ・弁護士等の後見人と社会福祉士等の後見人で本人支援の在り方に差異を感じる。

【支援体制等】

- ・一事業所のみでは対応困難。支援機関の連携が必要。
- ・本人、家族への制度説明、必要性の説明、申し立て等支援等に機関連携が必要。
- ・入院、医療に関わる判断が必要な場合、書類サインできない、相談できる人がいない等で困る。
- ・財産と本人の生き方、最期の看取り期の支援等、支援の重点の置きどころのバランス調整が必要。

<日常生活自立支援事業>

【制度利用に関すること】

- ・制度の申請手続きが煩雑であるという理由から家族が申請を躊躇することが多い。
- ・家族がない又は非協力的な場合の市長申立ての手続きに時間を要する。
- ・身寄りがいない人または協力が得られない人の支援について、通院、施設入所手続き、引っ越し、行政手続き、死後事務等の支援課題がある。
- ・日常生活自立支援事業で通帳・印鑑・キャッシュカードを預かり、支援計画を立てるも、携帯支払い、課金、カード払い等を行うことができる場合、金銭管理の支援に限界を感じる。自己管理が困難な状況において、他の支援方法を検討する必要性を感じる。

<専門職団体>

【支援体制等】

- ・在宅生活者への支援は本人の訴えに振り回されることが多く、後見人等の負担が大きい事例がある。本人の生活をチームで支えるための仕組みがあれば後見業務において心強い。
- ・意思確認等について、チームで対応、判断を行うことで本人にとって望ましい支援に繋がると感じる。
- ・後見人等の担い手の不足。親族後見人や市民後見人をサポートする体制が担い手確保のために必要。

(4) 実態調査様式

<様式対象：地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定一般・特定相談支援事業所>

浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査			
【地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定一般・特定相談支援事業所】			
<p>● 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において、市町村は計画の策定及び中核機関の設置等により各地域における成年後見制度利用促進に向けた体制の構築が必要とされていることを受け、浦添市における体制構築を進めるにあたり、成年後見制度の周知度の把握、市内の制度利用状況及び制度利用が必要と思われる対象者の把握、支援にあたり連携が必要となる関係機関の把握を目的として調査を実施します。関係者の皆様におかれましては、業務多忙の折大変恐縮ですが、趣旨のご理解及び調査へのご協力をお願いいたします。</p>			
分類	1.地域包括支援センター 2.居宅介護支援事業所 3.指定一般・特定相談支援事業所 (当てはまる項目一つに○)		
事業所	担当者	電話	
設問	内容		
問1	<p>【成年後見制度を知っていますか。(○は一つだけ)】</p> <p>1 どういった制度か内容を知っている 2 制度の名称は知っているが、内容は知らない 3 知らない</p>		
問2	<p>【任意後見・保佐類型・補助類型について知っていますか。(○は一つだけ)】</p> <p>1 どういった内容か知っている 2 名称は聞いたことがあるが、内容は知らない 3 知らない</p>		
問3	<p>【成年後見制度利用に関する申請窓口及び相談窓口を知っていますか。(○は一つだけ)】</p> <p>1 知っている 2 申請・相談をすることがない 3 知らない</p>		
問4	<p>【成年後見制度の利用支援のための助成金制度を知っていますか。(○は一つだけ)】</p> <p>1 知っている 2 申請・相談をすることがない 3 知らない</p>		

設問	内容			
問5	<p>【以下の1～10のうち、何らかの支援を要する者の人数（実数）を教えてください。】 ※令和元年度件数（R1.4.1～R2.3.31）貴事業所にて対応（新規・継続ケースともに含む）した市民（市内に住所を有する者）のうち、該当する人数を教えてください。なお、対象者1人につき2つ以上の項目に該当する場合には最も当てはまると思われる項目1つにカウントして下さい。</p>			
	法律行為	1	本人の判断能力が不十分であったため、過去に消費者被害にあったことがある又は現に被害にあっている可能性がある。	人
		2	本人の判断能力が不十分であり、不動産の処分や遺産分割協議など日常的な金銭管理を超える行為を行うことが難しい。	人
		3	本人の判断能力が不十分であり、診療契約やサービス利用契約を理解できない。	人
	虐待被害	4	本人の判断能力が不十分であり、預金や年金を取り上げられるなど経済的虐待を受けている又はその疑いがある。	人
		5	本人の判断能力が不十分であり、前項4以外の虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を受けている又はその疑いがある。	人
		6	本人の判断能力が不十分であり、必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している。	人
	財産管理	7	本人の判断能力が不十分であり、財産や日常生活に必要な金銭管理ができない。	人
		8	税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であり適切に対応できない。	人
		9	本人の判断能力が不十分であり、商品を次々に購入する等、収入に見合った適切な支出ができない。	人
	他	10	その他、困難な事情があるが、本人の判断能力が不十分であり適切に対応できていない。	人
（合計：			人）	

設問	内容
問 6	【問 5 のご回答の内訳をおしえてください。】
	※最も当てはまると思われる項目 1 つにカウントして下さい。
	<u>問 5 の合計人数と合致するようご注意ください。令和元年度件数 (R1.4.1~R2.3.31)</u>
	(障がい等/疑いを含む)
	1. 認知症 人 4. 高次脳機能障がい 人
	2. 精神障がい 人 5. その他 人
	3. 知的障がい 人 ()

	(年代)
	1. 65歳以上 90代以上 人
	(人) 80代 人
	70代 人
65~69歳 人	
2. 64歳以下 60~64歳 人	
(人) 50代 人	
40代 人	
30代 人	
20代 人	
20歳未満 人	
不明 人	

(居所)	
1.在宅 人 3.病院 人	
2.施設 人 4.その他 人	

(収入)	
1.年金・手当 人 3. 工賃・給付費等 人	
2.生活保護 人 4. その他・不明 人	

(親族との関係)	
1. 親族の協力が得られる 人 3. 親族がいない 人	
2. 親族はいるが協力が得られない 人 4. その他 人	

(成年後見制度利用の有無)	
1. 後見人等 (後見人・保佐人・補助人) がついている 人	
2. 後見人等 (後見人・保佐人・補助人) がついていない 人	
問 7	【地域包括支援センターの方へ】 問 5 の合計人数のうち、居宅介護支援事業所と契約がある対象者の人数を教えてください。 (合計： 人)
問 8	【居宅介護支援事業所の方へ】 問 5 の合計人数のうち、包括の支援介入がある対象者の人数を教えてください。 (合計： 人)

<様式対象：指定介護サービス事業所、指定障害福祉事業所、社会福祉協議会、医療機関>

浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査			
【指定介護サービス事業所、指定障害福祉事業所、社会福祉協議会、医療機関】			
<p>● 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において、市町村は計画の策定及び中核機関の設置等により各地域における成年後見制度利用促進に向けた体制の構築が必要とされていることを受け、浦添市における体制構築を進めるにあたり、成年後見制度の周知度の把握、市内の制度利用状況及び制度利用が必要と思われる対象者の把握、支援にあたり連携が必要となる関係機関の把握を目的として調査を実施します。関係者の皆様におかれましては、業務多忙の折大変恐縮ですが、趣旨のご理解及び調査へのご協力をお願いいたします。</p>			
分類	1. 指定介護サービス事業所 2. 指定障害福祉事業所 3. 社会福祉協議会 4. 医療機関 （当てはまる項目1つに○）		
事業所	担当者	電話	
設問	内容		
問1	【成年後見制度を知っていますか。(○は一つだけ)】 1 どういった制度か内容を知っている 2 制度の名称は知っているが、内容は知らない 3 知らない		
問2	【任意後見・保佐類型・補助類型について知っていますか。(○は一つだけ)】 1 どういった内容か知っている 2 名称は聞いたことがあるが、内容は知らない 3 知らない		
問3	【成年後見制度利用に関する申請窓口及び相談窓口を知っていますか。(○は一つだけ)】 1 知っている 2 申請・相談をすることがない 3 知らない		
問4	【成年後見制度の利用支援のための助成金制度を知っていますか。(○は一つだけ)】 1 知っている 2 申請・相談をすることがない 3 知らない		

<様式対象：民生委員、自治会>

浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査	
【民生委員、自治会】	
<p>● 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において、市町村は計画の策定及び中核機関の設置等により各地域における成年後見制度利用促進に向けた体制の構築が必要とされていることを受け、浦添市における体制構築を進めるにあたり、成年後見制度の周知度の把握、市内の制度利用状況及び制度利用が必要と思われる対象者の把握、支援にあたり連携が必要となる関係機関の把握を目的として調査を実施します。関係者の皆様におかれましては、業務多忙の折大変恐縮ですが、趣旨のご理解及び調査へのご協力をお願いいたします。</p>	
分類	1. 民生委員 2. 自治会 （当てはまる項目1つに○）
担当者	電話
設問	内容
問1	<p>【成年後見制度を知っていますか。（○は一つだけ）】</p> <p>1 どういった制度か内容を知っている 2 制度の名称は知っているが、内容は知らない 3 知らない</p>
問2	<p>【任意後見・保佐類型・補助類型について知っていますか。（○は一つだけ）】</p> <p>1 どういった内容か知っている 2 名称は聞いたことがあるが、内容は知らない 3 知らない</p>
問3	<p>【成年後見制度利用に関する申請窓口及び相談窓口を知っていますか。（○は一つだけ）】</p> <p>1 知っている 2 申請・相談をすることがない 3 知らない</p>
問4	<p>【成年後見制度の利用支援のための助成金制度を知っていますか。（○は一つだけ）】</p> <p>1 知っている 2 申請・相談をすることがない 3 知らない</p>

<様式対象：那覇家庭裁判所>

浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査

【那覇家庭裁判所】

● 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において、市町村は計画の策定及び中核機関の設置等により各地域における成年後見制度利用促進に向けた体制の構築が必要とされていることを受け、浦添市における体制構築を進めるにあたり、成年後見制度の周知度の把握、市内の制度利用状況及び制度利用が必要と思われる対象者の把握、支援にあたり連携が必要となる関係機関の把握を目的として調査を実施します。関係者の皆様におかれましては、業務多忙の折大変恐縮ですが、趣旨のご理解及び調査へのご協力をお願いいたします。

担当者		連絡先	
-----	--	-----	--

問1 【成年後見等申立件数及び終局区分件数】

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度	
	管内	浦添市	管内	浦添市	管内	浦添市	管内	浦添市	管内	浦添市
申立										
認容										
却下										
その他										

問2 【申立のうち認容された件数の内訳】

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度	
	管内	浦添市	管内	浦添市	管内	浦添市	管内	浦添市	管内	浦添市
補助										
保佐										
後見										
任意後見監督人選任										

問3 【申立人の属性内訳】

	H29年度		H30年度		R1年度	
	管内	浦添市	管内	浦添市	管内	浦添市
本人						
親族						
後見人						
市町村長						

問4 【申立時の被後見人の年齢内訳】

	H29年度		H30年度		R1年度	
	管内	浦添市	管内	浦添市	管内	浦添市
65歳以上						
64歳以下						
90代以上						
80代						
70代						
60代						
50代						
40代						
30代						
20代以下						

問5 【申立の動機別内訳】

	H29年度		H30年度		R1年度	
	管内	浦添市	管内	浦添市	管内	浦添市
預貯金等の管理・解約						
サービス利用契約（入所等）						
身上監護						
相続手続						
不動産処分						
訴訟手続等						
保険金受取						
その他						

問6 【成年後見人等就任者の内訳】

		H29年度		H30年度		R1年度	
		管内	浦添市	管内	浦添市	管内	浦添市
親族	配偶者						
	親						
	子						
	兄弟姉妹						
	その他						
第三者	弁護士						
	司法書士						
	社会福祉士						
	その他						

●調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

<様式対象：日常生活自立支援事業>

浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査

【権利擁護センターりんどう】

● 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において、市町村は計画の策定及び中核機関の設置等により各地域における成年後見制度利用促進に向けた体制の構築が必要とされていることを受け、浦添市における体制構築を進めるにあたり、成年後見制度の周知度の把握、市内の制度利用状況及び制度利用が必要と思われる対象者の把握、支援にあたり連携が必要となる関係機関の把握を目的として調査を実施します。関係者の皆様におかれましては、業務多忙の折大変恐縮ですが、趣旨のご理解及び調査へのご協力をお願いいたします。

担当者		連絡先
-----	--	-----

問1 【契約者数】

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
契約者数	新規					
	継続					

問2 【契約者の内訳】

※最も当てはまると思われる項目1つにカウントして下さい。令和元年度件数（R1.4.1～R2.3.31）

（障がい等／疑いを含む）

認知症	精神障がい	知的障がい	高次脳機能障害	その他

（年代）

65歳以上		64歳以下							
100歳以上	90代	80代	70代	60代	50代	40代	30代	20代	20代未満

（収入）

年金・手当	生活保護	工賃・給付費	その他・不明

（親族との関係）

親族の協力得られる	親族はいるが協力が得られない	親族がいない	その他

<様式対象：専門職団体>

浦添市成年後見制度利用促進体制整備に向けた実態把握調査

【専門職団体】

● 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）において、市町村は計画の策定及び中核機関の設置等により各地域における成年後見制度利用促進に向けた体制の構築が必要とされていることを受け、浦添市における体制構築を進めるにあたり、成年後見制度の周知度の把握、市内の制度利用状況及び制度利用が必要と思われる対象者の把握、支援にあたり連携が必要となる関係機関の把握を目的として調査を実施します。関係者の皆様におかれましては、業務多忙の折大変恐縮ですが、趣旨のご理解及び調査へのご協力をお願いいたします。

団体名				担当者				連絡先																																																																																																																																						
<p>問1 【活動状況】</p> <p>那覇家庭裁判所（本庁）管轄内の活動状況について教えてください。</p> <p>※団体が推薦した案件を計上ください。</p> <table border="1"> <tr> <td>会員数</td> <td>候補者名簿登録者数</td> <td colspan="9">受任件数（R元年度）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="9"></td> </tr> </table>											会員数	候補者名簿登録者数	受任件数（R元年度）																																																																																																																																	
会員数	候補者名簿登録者数	受任件数（R元年度）																																																																																																																																												
<p>問2 【被後見人等の内訳】</p> <p>※最も当てはまると思われる項目1つにカウントして下さい。令和元年度件数（R1.4.1～R2.3.31）</p> <p>（障がい等／疑いを含む）</p> <table border="1"> <tr> <td>認知症</td> <td>精神障がい</td> <td>知的障がい</td> <td>高次脳機能障害</td> <td colspan="7">その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="7"></td> </tr> </table> <p>（年代）</p> <table border="1"> <tr> <td>65歳以上</td> <td colspan="10">64歳以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>100歳以上</td> <td>90代</td> <td>80代</td> <td>70代</td> <td>60代</td> <td>50代</td> <td>40代</td> <td>30代</td> <td>20代</td> <td colspan="2">20代未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>（居所）</p> <table border="1"> <tr> <td>在宅</td> <td>施設</td> <td>病院</td> <td colspan="8">その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="8"></td> </tr> </table> <p>（収入）</p> <table border="1"> <tr> <td>年金・手当</td> <td>生活保護</td> <td>工賃・給付費</td> <td colspan="8">その他・不明</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="8"></td> </tr> </table> <p>（親族との関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>親族の協力得られる</td> <td>親族はいるが協力が得られない</td> <td>親族がいない</td> <td colspan="8">その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="8"></td> </tr> </table>											認知症	精神障がい	知的障がい	高次脳機能障害	その他																		65歳以上	64歳以下																					100歳以上	90代	80代	70代	60代	50代	40代	30代	20代	20代未満													在宅	施設	病院	その他																			年金・手当	生活保護	工賃・給付費	その他・不明																			親族の協力得られる	親族はいるが協力が得られない	親族がいない	その他																		
認知症	精神障がい	知的障がい	高次脳機能障害	その他																																																																																																																																										
65歳以上	64歳以下																																																																																																																																													
100歳以上	90代	80代	70代	60代	50代	40代	30代	20代	20代未満																																																																																																																																					
在宅	施設	病院	その他																																																																																																																																											
年金・手当	生活保護	工賃・給付費	その他・不明																																																																																																																																											
親族の協力得られる	親族はいるが協力が得られない	親族がいない	その他																																																																																																																																											

3. 浦添市成年後見制度利用支援事業実施規程

浦添市成年後見制度利用支援事業実施規程

平成 24 年 3 月 30 日

告示第 32 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日告示第 43 号

平成 25 年 12 月 13 日告示第 124 号

浦添市被後見人等の助成に関する規程（平成 17 年告示第 16 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この告示は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者が成年後見制度を利用するにあたり、市がその支援を行うことにより、成年後見制度の利用の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 被後見人等 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 8 条の成年被後見人及び同法第 12 条の被保佐人又は同法第 16 条の被補助人をいう。
- (2) 後見人等 民法第 8 条の成年後見人及び同法第 12 条の保佐人又は同法第 16 条の補助人をいう。
- (3) 申立人 配偶者又は 4 親等以内の親族で民法第 7 条、第 11 条及び第 15 条の審判の請求を行う者をいう。

（助成金の種類）

第 3 条 助成金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 成年後見開始の審判の申立てに要した費用（以下「申立費用」という。）
- (2) 後見人等の業務に対する報酬（以下「報酬」という。）

（助成の対象者）

第 4 条 助成の対象者は、市内に住所を有する被後見人等が、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく介護保険サービスを利用している者又は利用すると認められる者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービスを利用している者又は利用すると認められる者その他福祉サービスを利用している者とする。

2 前項の対象者には、介護保険法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定する住所地特例対象施設に入所等をしている者並びに障害者総合支援法第 19 条第 3 項及び第 4 項に規定する特定施設に入所等をしている者を含むものとする。

3 前条第 1 号の申立費用の助成は申立人に、同条第 2 号の報酬の助成は被後見人等に対して行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第8条第2項に規定する助成の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合又は家庭裁判所により報酬の付与の審判が被後見人等の死亡後に行われた場合は、報酬を付与するとされた後見人等に対して助成を行うものとする。

(申立費用の助成の要件)

第5条 申立費用は、被後見人等が第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、申立人が第4号又は第5号に該当する場合に助成するものとする。

- (1) 被後見人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
- (2) 被後見人等の資産から申立費用を控除した場合に、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の最低生活費を下回るとき。
- (3) その他市長が被後見人等の生活状態が困窮していると認めるとき。
- (4) 申立人が生活保護法による保護を受けているとき。
- (5) 申立人の市民税が非課税のとき。

(報酬の助成の要件)

第6条 報酬は、被後見人等が第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、後見人等が第4号に該当する場合に助成するものとする。

- (1) 被後見人等が生活保護法による保護を受けているとき。
- (2) 被後見人等の資産から後見人の報酬を控除した場合に、生活保護法による保護の基準の最低生活費を下回るとき。
- (3) その他市長が被後見人等の生活状態が困窮していると認めるとき。
- (4) 家庭裁判所から報酬の付与を認める審判を受けたとき。

2 被後見人等が死亡した場合において、被後見人等が死亡した時に前項の要件に該当するときは、報酬の助成を行うものとする。

(助成金の額)

第7条 申立費用の助成金額は、審判請求に係る収入印紙代、郵便切手代、登記印紙代、各種証明書代、診断書作成料、鑑定料等の実費額とする。

2 報酬の助成金額は、民法第862条に規定する額とし、次の表に定める金額を上限として助成するものとする。

被後見人等の状況	助成金額
在宅者	月額 28,000 円
施設入所者	月額 18,000 円

(助成金の申請等)

第8条 申立人が申立費用の助成を受けようとする場合は、成年後見等開始審判申立費用助成金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

2 被後見人等が報酬の助成を受けようとする場合は、家庭裁判所から報酬の付与を認める審判が行われたときに、成年後見等報酬助成金交付申請書（様式第2号）により、市長に申請するものとする。

3 前2項の規定による申請の期間は、申立人は家庭裁判所による後見開始の審判を受けた日から、被後見人等は家庭裁判所による報酬付与の審判が行なわれた日から起算して1年以内とする。

(助成金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項又は第2項の申請があった場合は、助成金の交付の適否を決定し、成年後見制度利用支援事業助成金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により、助成を受けようとする者（以下「申請人」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し必要な場合は、浦添市成年後見制度に係る審判の請求手続等に関する規程（平成18年訓令甲第24号）に基づく成年被後見人等審判請求審査会の意見を聴くことができる。

3 申請人は、助成決定の通知があった場合は、成年後見制度利用支援事業助成金（申立費用・報酬）請求書（様式第4号）により、市長に対して助成金の請求を行うものとする。

(届出の義務)

第10条 後見人等は、被後見人等が次の各号のいずれかに該当するときは、成年後見制度利用支援事業助成（変更・中止）届（様式第5号）により、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) 第6条第1号から第3号までのいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他世帯の状況等に変更があったとき。

(助成金の返還)

第11条 市長は、申請人が次の各号のいずれかに該当する場合は、成年後見制度利用支援事業助成金返還命令通知書（様式第6号）により、交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 被後見人等又は申立人に資力があり、助成金を交付することが適当でないと認められるとき。
- (2) 後見人等が、成年後見制度助成の変更又は中止の届出義務を怠ったとき。
- (3) その他助成申請の内容に不正の行為があると認められたとき。

(台帳整備)

第12条 市長は、助成金の交付を決定した被後見人等について、被後見人等助成金交付台帳を整備するものとする。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日告示第 43 号）

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 13 日告示第 124 号）

（施行期日）

1 この告示は、平成 25 年 12 月 13 日から施行し、改正後の浦添市成年後見制度利用支援事業実施規程の規定は、平成 25 年 11 月 1 日から適用する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に改正前の浦添市成年後見制度利用支援事業実施規程（平成 24 年告示第 43 号）の規定によってした申請、決定、請求その他行為であって、改正後の浦添市成年後見制度利用支援事業実施規程の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした申請、決定、請求その他の行為とみなす。

4. 第2期浦添市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

第2期浦添市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

令和5年11月10日

福祉健康部長決裁

(設置)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「法」という。）第14条第1項の規定及び第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定。以下「国の基本計画」という。）を勘案して、市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるに当たり、必要な事項を審議するため、第2期浦添市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(第2期浦添市成年後見制度利用促進基本計画の策定)

第2条 市長は、国の基本計画を勘案して、市内における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として、第2期浦添市成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、基本計画の策定に関し必要な事項を審議する。

(組織)

第4条 委員会は委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師（精神科医）
- (3) 沖縄弁護士会から推薦された者
- (4) 成年後見センター・リーガルサポート沖縄支部から推薦された者
- (5) 沖縄県社会福祉士会から推薦された者
- (6) 沖縄県精神保健福祉士協会から推薦された者
- (7) 沖縄県障害者等相談支援体制整備事業南部圏域アドバイザー
- (8) 浦添市障がい者（児）基幹相談支援センター職員
- (9) 浦添市障がい者自立支援協議会を代表する者
- (10) 浦添市地域包括支援センターを代表する者

- (11) 浦添市社会福祉協議会を代表する者
 - (12) 保健所職員
 - (13) 市の職員
 - (14) その他市長が必要と認める者
- (任期)

第5条 委員の任期はこの要綱の施行の日から基本計画の策定が終了する日までの間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長は委員会の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半分以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、委員会における審議の参考に供するため、必要と認める場合には、委員でない者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、計画及び計画の策定に関する事項を調査審議させるため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属する委員は、委員会委員のうちから委員長が指名する。
- 3 専門委員会に専門委員長及び副専門委員長を置き、専門委員会の委員の互選でこれを定める。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 専門委員長は、専門委員会における審議の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。

(委員の謝礼金)

第9条 第4条第11号及び第12号の者を除き、委員会に出席した場合における謝礼金

は、予算の範囲内において支給するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総括的事務については障がい福祉課において処理する。ただし、総括的事務以外の事務については、障がい福祉課又はいきいき高齢支援課のいずれかにおいて当該事務の担当課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この要綱は、令和5年11月10日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年1月22日から施行する。

5. 委員名簿

第2期浦添市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会委員名簿

委嘱期間 令和6年1月30日～

(順不同、敬称略)

項	団体名等	役職	氏名	区分 (要綱第4条)
1	社会医療法人へいあん 平安病院	精神科医	吉川 仁	第2号
2	そらうみ法律事務所浦添事務所 (沖縄弁護士会)	弁護士	鈴木 穂人	第3号
3	成年後見センター・リーガルサポ ート沖縄支部	副支部長 (司法書士)	太田 仁	第4号
4	沖縄県社会福祉士会	会長 (社会福祉士)	石川 和徳	第5号
5	沖縄県精神保健福祉士協会	成年後見委員長 (精神保健福祉士)	川平 哲郎	第6号
6	沖縄県障害者等相談支援体制整備 事業	南部圏域 アドバイザー	溝口 哲哉	第7号
7	浦添市障がい者(児)基幹相談支 援センターてだこの森	センター長	仲地 亜子	第8号
8	沖縄県手をつなぐ育成会 (浦添市障がい者自立支援協議会)	副理事長	砂川 好彦	第9号
9	浦添市地域包括支援センター ライフサポート	センター長	池間 大輔	第10号
10	浦添市社会福祉協議会	地域福祉課長	小濱 みどり	第11号
11	浦添市福祉健康部 障がい福祉課	課長	粟國 綱志	第13号
12	浦添市福祉健康部 いきいき高齢支援課	主幹	知念 亜希子	第13号
13	沖縄県社会福祉協議会 福祉サービス利用支援センター	主任	大城 利公	第14号

14	那覇家庭裁判所	主任書記官	坂本 明大	オブザーバー
----	---------	-------	-------	--------

【事務局】

項	所属	役職	氏名	区分
1	障がい福祉課支援給付係	係長	河野 祐哉	事務局
2	〃	主任 (社会福祉士)	宮島 尋	〃
3	いきいき高齢支援課 高齢福祉係	係長	上間 泉	〃
4	〃	主任 (社会福祉士)	山城 康之	〃